

## 今後の本市における産業廃棄物に係る施策の方向性について

平成 27 年度に検討を行った結果、第 3 次京都市産業廃棄物処理指導の中間見直しは行わず、必要な施策を計画の範囲内で行うこととなりました。

これに伴い、平成 28 年度に、新たに取り組む施策の整理を行ったところです。

平成 29 年度は、昨年度に打ち出した方向性に沿って、引き続き、施策を推進していきます。

### 1 有害廃棄物対策

#### (1) 水銀

平成 27 年度に廃棄物処理法が改正され、特別管理産業廃棄物に新たに「廃水銀等」が加えられました。平成 29 年度には廃棄物処理法施行規則が改正され、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の保管、処理の委託等について、新たな対応が必要になったところです。

この状況を踏まえ、平成 29 年度以降も引き続き、施設への立入指導も含めた排出事業者への指導・啓発を充実させていきます。

- 排出事業者への指導の充実
- 積替保管施設・処理施設への定期的な立入指導の実施

#### (2) PCB

平成 28 年に PCB 特措法が改正され、法定期限内に PCB 廃棄物が確実に処理されるよう、高濃度 PCB 使用製品保有事業者への処分の義務付け、都道府県・政令市による報告徴収・立入検査権限、行政代執行に係る規定が整備されたところです。

この状況を踏まえ、平成 29 年度以降も引き続き、潜在的な PCB 使用製品及びその廃棄物の保管事業者の掘り起こしを加速させるとともに、PCB 廃棄物保管事業者への立入検査を強化していきます。

- PCB 廃棄物の法定期限内の適正処理に向けた指導の強化

### 2 不適正処理対策（処理業者、排出事業者）

平成 27 年度から 2 年間、積替保管施設及び処理施設の立入指導を強化し、順次、適正化に向けた指導を続けているところです。平成 29 年度以降も、効率性を勘案しながら、引き続き施設への立入指導、排出事業者への指導を実施し、適正な処理の確保を目指していきます。

- 排出事業者への指導の充実
- 積替保管施設・処理施設への定期的な立入指導の実施
- 違反行為に対する厳格。迅速な処分の実施
- 警察等、他の機関との連携の強化